

相続課税の基本及び相続税の納税義務者と課税財産

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【相続税課税の基本】

相続税は、①相続(注1)又は遺贈(注2)によって取得した財産、②相続税法における相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額から被相続人の債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算した額が基礎控除額を超える場合に、その超える部分(課税遺産総額)に対して課税されます。

なお、相続税の申告及び納税の期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に被相続人の相続開始時の所轄税務署に相続税の申告書を提出し、納税することになります。

【相続税の納税義務者と課税財産】

次のいずれかに該当する者は、相続税を納税する義務があります。

① 居住無制限納税義務者(相続税法第1条の3第1号)

相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した個人で、財産を取得した時において日本国内に住所を有する者については、取得した全ての財産に相続税が課されます。

② 非居住無制限納税義務者(相続税法第1条の3第2号)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得した時において日本国内に住所を有しないものについては、日本国内にある財産に相続税が課されます。

イ 日本国籍を有する個人(その個人又はその相続若しくは遺贈に係る被相続人(遺贈した者を含む。)がその相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していた場合に限る。)

ロ 日本国籍を有しない個人(その相続又は遺贈に係る被相続人がその相続又は遺贈に係る相続開始の時において日本国内に住所を有していた場合に限る。)(注3)

③ **制限納税義務者**(非居住無制限納税義務者を除く 相続税法第1条の3第3号)

相続又は遺贈によって日本国内にある財産を取得した個人で、日本国内に住所を有しない者(②に該当する者を除く。)については、日本国内にある財産に相続税が課されず。

④ **相続時精算課税(注4)**の適用を受けた者(相続税法第1条の3第4号)

上記①から③に該当しない者で、贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した個人については、相続時精算課税の適用を受ける財産に相続税が課されます。



(注1) 相続

相続は、原則として、死亡によって開始します。相続が開始すると、相続人は相続開始の時から被相続人に帰属していた一切の財産に関する権利義務を承継します。

(注2) 遺贈

遺贈とは、被相続人が遺言によって財産を移転することをいいます。

(注3) 非居住無制限納税義務者(相続税法第1条の3第2号口)

口の規定が新たに追加され、平成25年4月1日以後の相続・遺贈について適用されていません。

事例を考えて見ます。親は日本に住んでいますが、子供はアメリカ暮らしを続けアメリカ国籍を取得している場合で、親が子供のために買ったアメリカの土地を相続する場合に問題となります。従来の規定では当該子供に課税できませんでした。この問題を解決するために口の規定を作ったのです。

(注4) 相続時精算課税

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。